



# 宮 崎 県 公 報

令和6年5月9日(木曜日) 第507号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(2件).....(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(3件).....( " ) 1	

## 公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施.....(業務感染症対策課) 2
○入札公告..... 2
正 誤
○令和5年12月12日付け県公報(号外第51号)別冊中..... 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 269号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年5月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字屋形原戊 550番1地先から同市同町板下同字戊 499番地先まで	旧	5.7~9.4	140.3
				新	7.0~9.7	140.3

### 宮崎県告示第 270号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年5月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字板ヶ平戊 271番4地先か	旧	5.3~9.0	47.7
				新	5.3~	47.7

			ら同市同町板下同字戊 269番1地先まで		9.0	
--	--	--	----------------------	--	-----	--

### 宮崎県告示第 271号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字上庭谷 3835番1地先から同郡同町同大字字前平3831番8地先まで	令和6年5月9日

### 宮崎県告示第 272号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字高椎33 53番4地先 から同郡同 村同大字同 字3353番4 地先まで	令和6年5月9日

**宮崎県告示第 273号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字板 ヶ平戊 271 番4地先か ら同市同町 板下同字戊 269番1地 先まで	令和6年5月9日

**公 告**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

令和6年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時  
令和6年8月6日（火曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
宮崎市霧島1丁目1番地1  
J A・A Z Mホール
- 3 受験願書の提出方法及び受付期間
  - (1) 提出方法  
持参によること。ただし、県外居住者にあつては、郵送（書留郵便に限る。）によることができる。
  - (2) 受付期間  
令和6年6月3日（月曜日）から6月14日（金曜日）まで（

土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、郵送の場合は、6月14日付けの消印のあるものまで有効とする。

- 4 受験願書の配布場所  
県保健所
- 5 その他  
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件 名 宮崎県警察総合指揮室映像システムの賃貸借及び保守
  - (2) 借入物品及び数量 宮崎県警察総合指揮室映像システム一式
  - (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
  - (4) 契約期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで
  - (5) 納入場所 仕様書のとおり
  - (6) 要求所属 宮崎県警察本部刑事部捜査第一課 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985（31）0110
  - (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
  - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
  - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格  
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者であること。
  - (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
  - (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
  - (5) 納入する物品を第三者をして貸し付けしようとする者にあつ

ては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸し付けることが可能であることを証明した者であること。

- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

#### 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記様式1）に必要な書類（納入機器が仕様書図番6の規格を満たすことが確認できる資料）を添付して提出しなければならない。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (2) 提出期間 令和6年5月9日（木）から令和6年6月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、令和6年6月17日（月）までに通知する。

#### 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間  
令和6年5月9日（木）から令和6年6月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

#### 6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

- (2) 期間 令和6年5月9日（木）から令和6年6月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和6年5月9日（木）から令和6年6月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）  
※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

#### 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和6年6月21日（金）午前10時 ※送付にあっては、下記13の場所に令和6年6月20日（木）午後5時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

#### 9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和6年6月21日（金）午前10時

#### 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

#### 11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

#### 12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

#### 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease of the Miyazaki Prefectural Police General command room video system and the Maintenance, 1 sets
- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 21 June, 2024 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 20 June, 2024)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

正 誤

令和5年12月12日付け県公報（号外第51号）別冊中

ページ	54ページ			
誤	(3) 動 産			
	区 分	令5.3.31現在高	令5.4.1～令5.9.30 までの増減高	令5.9.30現在高
	船 舶	4 隻	0 隻 0 隻	4 隻
		956.70 総トン	0.00 総トン 0.00 総トン	906.70 総トン
	航 空 機	1 機	0 機 0 機	1 機
浮 標	5 個	0 個 0 個	5 個	
正	(3) 動 産			
	区 分	令5.3.31現在高	令5.4.1～令5.9.30 までの増減高	令5.9.30現在高
	船 舶	4 隻	0 隻 0 隻	4 隻
		956.70 総トン	0.00 総トン 0.00 総トン	956.70 総トン
	航 空 機	1 機	0 機 0 機	1 機
浮 標	5 個	0 個 0 個	5 個	